

土地所有者及び土地管理者のみなさまへ

～廃棄物を保管する事業者と土地の賃貸借契約をするときの留意事項～

近年、解体工事業者等が建設工事等から発生した廃棄物を借りた土地に保管し、廃棄物を放置したまま倒産してしまう事例が見受けられます。

本来であれば、廃棄物を放置した事業者が片付けなければなりません。事業者が資金がない場合、土地所有者や土地管理者が最終的に廃棄物を片付けることになる場合もあります。

このような事態を未然に防止するために、廃棄物を保管する事業者や保管することが予想される事業者と土地の賃貸借契約をする場合は、次の事項に留意するようお願いいたします。

土地の賃貸借契約をする前の留意事項

- ☆ 土地の賃貸借契約をする際、土地に廃棄物が搬入されることが予想される時は、廃棄物を保管する意思の有無を確認してください。
- ☆ 廃棄物を保管する事業者と土地の賃貸借契約をする場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた保管量（保管場所における1日当たりの平均的な搬出量の7日分）以上の廃棄物を保管しないこと。」等の条件をつけて、事業者が廃棄物を放置した場合でも、被害が最小限になるよう対策を講じてください。

土地の賃貸借契約をした後の留意事項

- ☆ 廃棄物が不適正に保管されないよう、土地の見回りを強化する等の管理を徹底してください。
- ☆ 土地に廃棄物が不適正に保管されていること（急激に廃棄物が増えた等）を確認した場合、ただちに、事業者から事情を聴取し、廃棄物を片付けるよう要求するとともに、産業廃棄物対策課（下記問合せ先）まで御連絡ください。

その他の留意事項

- ☆ 建設工事等に伴い発生した廃棄物を保管する事業者と面積 300m²以上の土地の賃貸借契約をする場合や契約をしている場合は、事業者が横浜市に廃棄物を保管する旨の届出をしているか確認してください。
届出をしていない場合は、当課へ連絡し、届出を行うようお願いいたします。



【貸していた土地に廃棄物が放置された事例】

※ 御不明な点等がございましたら、下記問合せ先まで御連絡ください。

問合せ先

横浜市資源循環局産業廃棄物対策課
排出指導係

〒231-0013

横浜市中区住吉町1-13 松村ビル8階

TEL : 045-671-2513

FAX : 045-651-6805